

平成30年10月30日

利用者（団体）各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立乗鞍青少年交流の家所長

徳永 章人 [公印省略]

日頃より、当施設の運営にご理解賜り、誠にありがとうございます。

施設使用料金等（以下、「施設使用料金」という。）について、平成28年8月24日の閣議決定において、「消費税率の10%への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。」とあることから、消費税率引上げが実施された場合には、施設使用料金の改定を行う予定です。なお、具体的な施設使用料金については、追ってお知らせ致します。

以 上